

社会福祉法人三原市社会福祉協議会役員並びに各種委員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三原市社会福祉協議会の役員並びに各種委員等（以下「役員等」という。）が、会務のため出席する費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員等が、招集に応じ又は会務のために出席したとき支給する費用弁償の種類及び額は、別表1とする。

2 役員等が、旅行する場合に支給する費用弁償は、職員の旅費規程を準用するものとする。

(支給方法)

第3条 費用弁償は、出務に応じてその都度現金で支給する。

なお、会長の出務に応じての費用弁償は、本人名義の預貯金口座に振り込むことにより、支給する。

出務時は、出勤簿に押印する。

(委任)

第4条 この規程の改廃を必要とするときは、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規定は、平成19年1月10日から施行する。（一部改正）

この規定は、平成20年4月1日から施行する。（一部改正）

この規定は、平成23年4月1日から施行する。（一部改正）

この規定は、平成24年6月27日から施行する。（一部改正）

この規定は、平成26年4月1日から施行する。（一部改正）

この規定は、平成27年10月1日から施行する。（一部改正）

この規定は、平成29年2月13日から施行する。（一部改正）

この規定は、平成29年4月1日から施行する。（一部改正）

別表 1

## 三原市社会福祉協議会役員等の費用弁償額

役職等	区分	金額	摘要
会長	月額	100,000円	執務日数は、月12日までとする
副会長	日額	4,000円	1. 会長代行として執務をした場合 2. 副会長の職務として、各地域センターで執務した場合
		3,000円	会長が召集する会長・副会長で構成する会議へ出席した場合
監事	日額	4,000円	年間の定例監査をした場合
		<u>4,000円</u>	理事会・評議員会へ出席した場合
理事	日額	<u>4,000円</u>	理事会へ出席した場合
評議員	日額	<u>4,000円</u>	評議員会へ出席した場合
評議員選任・解任委員	日額	<u>4,000円</u>	評議員選任・解任委員会へ出席した場合
部会員	日額	3,000円	部会へ出席した場合
第三者委員	日額	<u>2,000円</u>	<u>第三者委員会を開催した場合</u>
心配ごと相談員	日額	2,000円	心配ごと相談員として執務した場合
心配ごと相談所運営委員	日額	2,000円	心配ごと相談所運営委員会へ出席した場合
生活福祉資金調査委員	日額	2,000円	生活福祉資金調査委員会へ出席した場合
ボランティアセンター運営委員	日額	2,000円	ボランティアセンター運営委員会へ出席した場合
生活支援体制整備協議体委員	日額	3,000円	生活支援体制整備協議体へ出席した場合

各種委員	日額	2,000円	委託事業等，会長が委嘱 又は依頼した各種委員会 の委員が，委員会等へ出 席した場合
------	----	--------	--

平成29年4月1日現在